



屋外に広告物（看板など）を表示している皆様へ

安全点検の有資格者が追加されました！

大分市では、良好な景観の形成や公衆に対する危害の防止等を目的とし、大分市屋外広告物条例及び大分市屋外広告物条例施行規則（以下「屋外広告物条例等」）に基づき、看板などの屋外広告物の規制を行っています。

近年の屋外広告物の落下事故等を受け屋外広告物の安全対策等が課題となっていることから、令和4年に大分市屋外広告物条例等を改正し、更新許可申請時に**有資格者による安全点検を義務化**していますが、**令和7年4月1日**に大分市屋外広告物条例施行規則が改正され、**安全点検を行うことができる有資格者に『屋外広告物点検技能講習修了者』が追加**されました。

これにより、点検に関する豊富な知識を有する人材の確保及び屋外広告物の安全性のさらなる向上が期待でき、公衆に対する危害の防止の推進を図ります。

屋外広告物等許可期間更新許可時の注意点

追加された有資格者とは？

- 屋外広告物安全点検報告書（様式第3号の2）の作成における点検が可能である有資格者に『屋外広告物点検技能講習修了者』が追加されました。

※屋外広告物点検技能講習修了者とは、屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習を修了した者

いつから始まるの？（改正した内容が適用される日）

2025年（令和7年）4月1日からです。

※改正の詳細は裏面をご覧ください

大分市屋外広告物条例施行規則の改正ポイント

1.安全点検における有資格者の追加

安全点検広告物一覧表（安全点検者の資格）

No	点検義務の有無	広告物又は掲出物件の種類	安全点検者 資格要件
①	点検義務なし の広告物	●許可対象外の広告物等（適用除外広告物等） ●はり紙・はり札などの許可期間が1月以内の簡易な広告物等	—
②	点検義務あり の広告物	●自立広告物や屋上広告物など、許可期間が3年以内の広告物等に該当するもの	有資格者 （下記点検者の 資格要件）
③		●許可期間が1年以内である電柱、街路柱、消火栓標識柱の袖付および巻付け広告物等など、上記①、②以外の広告物等	

※点検義務のない広告物についても、これまでどおり安全確認は必要です
（更新許可申請書の裏面（屋外広告物等安全点検書）の記載は必要）

2.屋外広告物の管理者及び点検者の資格要件

●点検者の資格要件に「**屋外広告物点検技能講習修了者**」を追加しました。

管理者の資格要件	点検者の資格要件(追加後)
①屋外広告士	①屋外広告士
②広告美術仕上げに係る職業訓練指導員・ 技能検定合格者・職業訓練修了者	②広告美術仕上げに係る職業訓練指導員・ 技能検定合格者・職業訓練修了者
③1級建築士・2級建築士	③1級建築士・2級建築士
注) 屋外広告物点検技能講習修了者は、 管理者の資格要件にはなりません。	【追加】 ※令和7年4月1日～ ④屋外広告物点検技能講習修了者

お問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、お問い合わせください。

大分市役所 都市計画部 まちなみ企画課 景観推進担当班

TEL:097-537-5968(直通) FAX:097-534-6120 Email: matikika3@city.oita.oita.jp